

令和5年度吹塚系統浄水水質検査結果

項目	定期検査項目	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		(mg/l)												
1	一般細菌	100個以下	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0
2	大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下				<0.0003								
4	水銀及びその化合物	0.0005以下				<0.00005								
5	セレン及びその化合物	0.01以下				<0.001								
6	鉛及びその化合物	0.01以下				<0.001								
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下				<0.001								
8	六価クロム化合物	0.02以下	<0.002			<0.002			<0.002			<0.002		
9	亜硝酸態窒素	0.04以下				<0.004								
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.5			0.4			0.8			0.7		
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	<0.08			0.11			0.1			0.11		
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下				<0.1								
14	四塩化炭素	0.002以下				<0.0002								
15	1,4-ジオキサン	0.05以下				<0.005								
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下				<0.001								
17	ジクロロメタン	0.02以下				<0.001								
18	テトラクロロエチレン	0.01以下				<0.001								
19	トリクロロエチレン	0.01以下				<0.001								
20	ベンゼン	0.01以下				<0.001								
21	塩素酸	0.6以下	0.07			0.15			0.12			<0.06		
22	クロロ酢酸	0.02以下	<0.002			<0.002			<0.002			<0.002		
23	クロロホルム	0.06以下	0.015			0.013			0.017			0.009		
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	<0.002			<0.002			<0.002			<0.002		
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.003			0.003			0.003			0.003		
26	臭素酸	0.01以下	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001		
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.026			0.023			0.028			0.016		
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.007			0.005			0.006			0.004		
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.008			0.007			0.008			0.004		
30	ブロモホルム	0.09以下	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001		
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008			<0.008			<0.008			<0.008		
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下				<0.01								
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下				<0.02								
34	鉄及びその化合物	0.3以下				<0.03								
35	銅及びその化合物	1.0以下				<0.01								
36	ナトリウム及びその化合物	200以下				18.9								
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
38	塩化物イオン	200以下	12.6	11.2	9.9	12.2	13.4	11.9	12.9	14.3	14.1	14.6	13.2	15.9
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300以下	64.4			72.2			76.5			71.8		
40	蒸発残留物	500以下	155			167			168			159		
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下				<0.02								
42	ジェオスミン	0.00001以下				<0.000001								
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下				<0.000001								
44	非イオン界面活性剤	0.02以下				<0.005								
45	フェノール類	0.005以下				<0.0005								
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.8	0.8	0.7	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.8	0.8
47	pH値	5.8~8.6	7.4	7.4	7.5	7.5	7.4	7.5	7.4	7.4	7.4	7.5	7.5	7.4
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5度以下	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
51	濁度	2度以下	0.2	0.3	0.2	0.3	0.4	0.2	0.2	0.4	0.1	<0.1	<0.1	<0.1

令和5年度 原水水質検査結果

項目	定期検査項目		吹塚1号井戸	吹塚2号井戸	吹塚3号井戸
1	大腸菌	5月	不検出	不検出	不検出
		8月	不検出	不検出	不検出
		2月	不検出	不検出	不検出
2	嫌気性芽胞菌	5月	不検出	不検出	不検出
		8月	不検出	不検出	不検出
		2月	不検出	不検出	不検出

項目	定期検査項目	吹塚1号井戸	吹塚2号井戸	吹塚3号井戸
1	一般細菌	0	0	0
2	大腸菌	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	<0.0003	<0.0003	<0.0003
4	水銀及びその化合物	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.002	0.001	0.001
8	六価クロム化合物	<0.002	<0.002	<0.002
9	亜硝酸態窒素	<0.004	<0.004	<0.004
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	<0.001	<0.001	<0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	<0.1	<0.1	<0.1
12	フッ素及びその化合物	0.12	0.1	0.12
13	ホウ素及びその化合物	<0.1	<0.1	<0.1
14	四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002
15	1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001
17	ジクロロメタン	<0.001	<0.001	<0.001
18	テトラクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001
19	トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001
20	ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001
21	亜鉛及びその化合物	<0.01	<0.01	<0.01
22	アルミニウム及びその化合物	<0.02	<0.02	<0.02
23	鉄及びその化合物	0.5	0.46	0.68
24	銅及びその化合物	<0.01	<0.01	<0.01
25	ナトリウム及びその化合物	20.4	13.2	24.7
26	マンガン及びその化合物	0.37	0.31	0.31
27	塩化物イオン	5.9	5.2	9.6
28	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	73.8	59.6	77.6
29	蒸発残留物	165	134	190
30	陰イオン界面活性剤	<0.02	<0.02	<0.02
31	ジオスミン	<0.000001	<0.000001	<0.000001
32	2-メチルイソボルネオール	<0.000001	<0.000001	<0.000001
33	非イオン界面活性剤	<0.005	<0.005	<0.005
34	フェノール類	<0.0005	<0.0005	<0.0005
35	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1	0.4	1.1
36	pH値	7.6	7.7	7.6
37	臭気	硫化水素臭	硫化水素臭	硫化水素臭
38	色度	7	5	9
39	濁度	0.7	<0.1	0.5
40	総トリハロメタン生成能	0.036	0.0180	0.048
41	塩素要求量	5.1	3.9	6
42	嫌気性芽胞菌	不検出	不検出	不検出

水 質 管 理 目 標 設 定 項 目 (浄 水)

項目	検査項目	目標値 (mg/l)	平沼系統	吹塚系統	芝沼系統
1	アンチモン及びその化合物	0.02以下	<0.001	<0.001	<0.001
2	ウラン及びその化合物	0.002以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001
3	ニッケル及びその化合物	0.02以下	<0.001	<0.001	<0.001
4	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004
5	トルエン	0.4以下	<0.01	<0.01	<0.01
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08以下	<0.005	<0.005	<0.005
7	ジクロロアセトニトリル	0.01以下	0.002	0.002	0.002
8	抱水クロラール	0.02以下	0.005	<0.002	0.005
9	残留塩素	1以下	0.7	0.1	0.4
10	遊離炭酸	20以下	4	4.8	2.3
11	1,1,1-トリクロロエタン	0.3以下	<0.001	<0.001	<0.001
12	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002
13	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3以下	1.0	1.7	1.1
14	臭気強度(TON)	3以下	<1	<1	<1
15	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	-1.2	-0.7	-0.8
16	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)	0	1	2
17	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	<0.001	<0.001	<0.001
18	亜塩素酸	0.6以下	<0.06	<0.06	<0.06
19	二酸化塩素	0.6以下	<0.06	<0.06	<0.06
20	農薬類 イソキサチオン	0.005以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005
	ダイアジノン	0.003以下	<0.00003	<0.00003	<0.00003
	フェニトロチオン(MEP)	0.01以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	イソプロチオラン(IPT)	0.3以下	<0.003	<0.003	<0.003
	クロタロニル(TPN)	0.05以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	プロピザミド	0.05以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	ジクロルボス(DDVP)	0.008以下	<0.00008	<0.00008	<0.00008
	フェノブカルブ(BPMC)	0.03以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	イプロベンホス(IBP)	0.09以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009
	EPN	0.004以下	<0.00004	<0.00004	<0.00004
	カルボフラン	0.0003以下	<0.000003	<0.000003	<0.000003
	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D)	0.02以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002
トリクロピル	0.006以下	<0.00006	<0.00006	<0.00006	
フィプロニル	0.0005以下	<0.000005	<0.000005	<0.000005	

農 薬 類 (原 水)

項目	検査項目	目標値 (mg/l)	吹塚1号井戸	吹塚2号井戸	吹塚3号井戸
1	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D)	0.02以下	埼玉県水道水質管理計画に基づく 検査を別途実施しています	<0.0002	<0.0002
2	EPN	0.004以下		<0.00004	<0.00004
3	イソキサチオン	0.005以下		<0.0005	<0.00005
4	イソプロチオラン(IPT)	0.3以下		<0.003	<0.003
5	イプロベンホス(IBP)	0.09以下		<0.0009	<0.0009
6	カルボフラン(カルボスルファン代謝物)	0.005以下		<0.000003	<0.000003
7	クロタロニル(TPN)	0.05以下		<0.0005	<0.0005
8	ジクロルボス(DDVP)	0.008以下		<0.00008	<0.00008
9	ダイアジノン	0.003以下		<0.00003	<0.00003
10	トリクロピル	0.006以下		<0.00006	<0.00006
11	フィプロニル	0.0005以下		<0.000005	<0.000005
12	フェニトロチオン(MEP)	0.01以下		<0.0001	<0.0001
13	フェノブカルブ(BPMC)	0.03以下		<0.0003	<0.0003
14	プロピザミド	0.05以下		<0.0005	<0.0005

水質管理目標設定項目（埼玉県水道水質管理計画）

項目	検査項目	目標値 (mg/l)	吹塚1号井戸（原水）		八幡中央公園（浄水）	
			7月	1月	7月	1月
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02以下	<0.0002	<0.0002	—	—
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002以下（暫定）	<0.0002	<0.0002	—	—
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02以下	<0.001	<0.001	—	—
4	1, 2-ジクロロエタン	0.004以下	<0.0004	<0.0004	—	—
5	トルエン	0.4以下	<0.002	<0.002	—	—
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08以下	<0.008	<0.008	—	—
7	ジクロロアセトニトリル	0.01以下（暫定）	—	—	0.002	0.002
8	抱水クロラール	0.02以下（暫定）	—	—	0.002	<0.002
9	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3以下	<0.002	<0.002	—	—
10	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02以下	<0.002	<0.002	—	—
11	1, 1-ジクロロエチレン	0.1以下	<0.002	<0.002	—	—
12	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸	0.00005以下（暫定）	<0.000001	<0.000001	—	—

農薬類（埼玉県水道水質管理計画）

項目	検査項目	目標値 (mg/l)	吹塚1号井戸
1	1,3-ジクロロプロペン	0.05以下	<0.0005
2	2,4-D	0.02以下	<0.0002
3	EPN	0.004以下	<0.00004
4	アトラジン	0.01以下	<0.0001
5	アラクロール	0.03以下	<0.0003
6	イソキサチオン	0.005以下	<0.00005
7	エスプロカルブ	0.03以下	<0.0003
8	オキシ銅	0.03以下	<0.0003
9	カフェンストール	0.008以下	<0.00008
10	カルボフラン	0.0003以下	<0.000003
11	クロルピリホス	0.003以下	<0.00003
12	クロロタロニル	0.05以下	<0.0005
13	ジウロン	0.02以下	<0.0002
14	ジクロベニル	0.03以下	<0.0003
15	ジスルホトン	0.004以下	<0.00004
16	シマジン	0.003以下	<0.00003
17	シメリン	0.03以下	<0.0003
18	ダイアジノン	0.003以下	<0.00003
19	チウラム	0.02以下	<0.0002
20	チオベンカルブ	0.02以下	<0.0002
21	トリクロピル	0.006以下	<0.00006
22	トリクロルホン	0.005以下	<0.00005
23	トリフルラリン	0.06以下	<0.0006
24	フィプロニル	0.0005以下	<0.000005
25	フェントロチオン	0.01以下	<0.0001
26	フェノプロカルブ	0.03以下	<0.0003
27	フェンチオン	0.006以下	<0.00006
28	フェントエート	0.007以下	<0.00007
29	ブタホス	0.02以下	<0.0002
30	プレチラクロール	0.05以下	<0.0005
31	プロベナゾール	0.03以下	<0.0003
32	プロモブチド	0.1以下	<0.001
33	ベノミル	0.02以下	<0.0002
34	メコプロップ	0.05以下	<0.0005
35	メソミル	0.03以下	<0.0003
36	メチダチオン	0.004以下	<0.00004
37	メフェナセット	0.02以下	<0.0002
38	モリネート	0.005以下	<0.00005

ダイオキシン類

目標値	平沼浄水場	吹塚浄水場
1pg-TEQ/L以下	0.0075	0.0069

※毒性等価係数WHO-TEF(2005)を適用

水質項目		水質項目の要約説明
1	一般細菌	水や土中に生育している細菌のことで、ほとんどが無害な細菌です。清浄な水には少なく、汚濁された水には多い傾向があるため、水の汚染状況や飲料水の安全性を判定するための指標となります。
2	大腸菌	糞便とともに排出されるいろいろな種類の腸内細菌。伝染病患者や保菌者の糞便中には、病原菌とともに大腸菌が多数存在する。そのため大腸菌が検出される場所には、病原菌が存在する危険性があり、下水や糞尿による汚染が考えられる。
3	カドミウム及びその化合物	極微量であるが亜鉛とともに排出され自然界に広く分布している。その地殻存在度は亜鉛の550分の1である。用途は、メッキ、充電式電池、テレビ用ブラウン管などで、カドミウム吹有製品工場の排水がある。
4	水銀及びその化合物	水銀は一般的に毒性が強く、水中に溶存する水銀化合物は主として鉱山排水、工場排水、水銀系農薬、稀には地質に由来する。
5	セレン及びその化合物	セレンは電気に対して特殊な性質があり、電気製品の製造に使用されることが多く、よって工場排水等に由来する。
6	鉛及びその化合物	自然水中に含まれることはほとんどなく、鉱山排水、工場排水に由来する。水道水中に検出される鉛は給水管の一部に使用されている鉛管からの溶出によるものである。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素はほとんどの地層に含まれるので、自然水中にも極微量ではあるがしばしば検出されることがある。鉱山排水、工場排水、鉱泉、農薬などに由来する。酸化物や可溶性の塩類、例えば亜ヒ素、ヒ酸塩などになると毒性が強くなる。
8	六価クロム化合物	自然水中に存在することはなく、メッキ工場、皮革工場、化学工場などの排水に由来する。三価クロムはほとんど無害であるが、塩素によってその一部が酸化されて毒性の強い六価クロムとなるので注意が必要である。
9	亜硝酸態窒素	肥料、腐敗したもの、各種排水が分解されて生じる。硝酸態窒素より低濃度で存在する。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンは青酸ともいわれ猛毒であり、その化合物としてシアン化カリウム、シアン化ソーダなどがあり、いずれも工業用に多く用いられている。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	肥料、腐敗したもの、各種排水に含まれる窒素化合物が分解されて生じる。一般に浅井戸は地下浸透による影響を受けやすいため高い値を示す傾向にある。
12	フッ素及びその化合物	主として地質に由来する。自然界に広く分布するホタル石は、フッ化カルシウムが主成分であることから、地下水や河川水にも多く含まれることがある。飲料水中にフッ素が多量に存在すると、フッ素慢性中毒症になり斑状歯となるが、適量であれば虫歯の予防になる。
13	ホウ素及びその化合物	植物にとっては必須元素であり、食中毒も含まれるが、火山地帯の地下水や温泉、工場排水などによって河川等に混入される。
14	四塩化炭素	塗料やプラスチックの製造、フロンガスの製造等に多く用いられる他、金属の洗浄にも使用される。
15	1,4-ジオキサン	溶剤や1,1,1-トリクロロエタン安定剤などに使用され、ホリエチレン系非イオン界面活性剤及びその硫酸エステル製造工程において副生し、洗剤などの製品中に不純物として存在する。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	プラスチックの原料などとして使われている有機化合物。土壌吸着性が低く、地下浸透しやすい。
17	ジクロロメタン	殺虫剤、塗料、ニス、塗料剥離剤、食品加工中の脱脂および洗浄剤として使用されている。
18	テトラクロロエチレン	有機物の溶剤、ドライクリーニング、金属部品の脱脂洗剤フルオロカーボン合成の中間体、繊維工業等にしようされる。通称パーケルン。
19	トリクロロエチレン	工業用の溶剤、精密機器部品の脱脂洗浄剤等、広く金属加工業に使用されている。工場等からの地下浸透によって地下水が汚染され、水中では安定で生物による分解も期待できないため一度汚染されると長期間残留する。
20	ベンゼン	化学合成品の原料として、染料、合成ゴム、合成洗剤、有機顔料等の製造に使用されている。
21	塩素酸	消毒剤として使用されている次亜塩素酸ナトリウムの品質が劣化した際に生成される。
22	クロロ酢酸	除草剤、チューインガム化製剤、医薬品、界面活性剤として使用される。水道においては、原水中の有機物や臭素が塩素処理によって生成される消毒副生成物。
23	クロロホルム	塩素処理により反応してできる副生成物。
24	ジクロロ酢酸	塩素処理により反応してできる副生成物。医薬品、殺虫剤としても使用されている。
25	ジブロモクロロメタン	塩素処理により反応してできる副生成物。
26	臭素酸	塩素処理により反応してできる副生成物。海水や岩塩鉱床などにより、井戸水や河川水に含まれることがある。
27	総トリハロメタン	クロロホルム、ブロモジクロロメタン、ジブロモクロロメタン及びブロモホルムの濃度の総和。
28	トリクロロ酢酸	塩素処理によりできる副生成物。除草剤や防腐剤として使用され、河川水などへ混入する。
29	ブロモジクロロメタン	塩素消毒によって、水道の中にフミン質などの有機物が塩素と反応してメタン(CH4)の水素3原子がハロゲン(塩素、臭素、ヨウ素)で置換して生じるハロゲン化合物を総称してトリハロメタンという。10種類の化合物の存在が可能であるが、このうちヨウ素化合物は科学的に比較的安定であり、また実際にはほとんど生じていない。このためトリハロメタンとは、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ジブロモクロロメタン、ブロモホルムの4種類をいう。

30	プロモホルム	塩素処理により反応してできる副生成物。
31	ホルムアルデヒド	環境中では、合成樹脂や染料製造工場の排気及び排水、土木工用薬剤などの混入がある。塩素処理の際に遊離塩素と原水中の有機物(フミン質)が反応してできる副生成物。
32	亜鉛及びその化合物	自然水中にも微量に存在するが水中への汚染は主に鉱山排水、工場排水等の混入によるものである。給水栓では水道管に使用した亜鉛めっき鋼管から溶出するばあいがある。
33	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/lを超えると水の色が変色しやすくなる。自然水中にも存在するが、鉱山排水、工場排水、温泉などで混入する。水処理の凝集剤に含まれるため高濃度で検出されることがある。人体に及ぼす影響は明らかにされていない。
34	鉄及びその化合物	鉄は人の栄養に必須な元素であり、毎日の最低限必要量は年齢、性別、生理的状态で変わり7～48mg/lといわれている。水質基準の0.3mg/lは味覚及び外観上の観点から定められたものである。
35	銅及びその化合物	水中の銅は主に工場排水、農薬の混入等に起因する。硫酸銅、塩化銅は藻類などの水中生物の繁殖抑制処理に使用される。人体にとって必須元素の一つ。
36	ナトリウム及びその化合物	地核中には2.83%存在し、雨水にも含まれているので自然環境中あらゆる箇所に存在する。一般的には地下水は表流水に比べて濃度が高い。水道水中では浄水処理で使用する苛性ソーダや消毒に使う次亜塩素酸ナトリウムに由来するものである。ナトリウムは人にとって必須元素であり、一日必要量は幼児、子供で120～140mg/l、成人では500mg/lと考えられている。
37	マンガン及びその化合物	原水中にマンガンが多量に存在すると、黒い水の原因となる。色度で示すとマンガンの300～400倍になるといわれている。湖沼、貯水池、ダム湖の水が停滞停滞期(夏季)に入り、低層水が無酸素状態になると底泥中のマンガンが還元され溶出することがある。
38	塩化物イオン	水中に溶解している塩化物中の塩素分をいう。これらは自然界に塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム等として広く分布する。水道水中の塩化物は健康影響というより味に影響する項目として測定意義を持ち、水に水質基準程度含まれると鋭敏な人には塩辛さを感じさせる。
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	カルシウムとマグネシウムの塩類を多く含む水を硬水、少ない水を軟水という。その度合いはカルシウム塩とマグネシウム塩の数量で表される。水の味に影響を与え、10～100mg/lの適量ではおいしく、まろやかな味がするといわれ、これより多いと口に残るような味がする。
40	蒸発残留物	水を完全に蒸発乾固させたときに残る物質の総量をいい、その成分はカルシウム、マグネシウム、シリカ、ナトリウム、カリウム等の塩類及び有機物である。蒸発残留物中の無機塩類は味覚に影響し、多くても少なすぎても味が変わる。おいしいと感じるのは、30～200mg/lといわれている。
41	陰イオン界面活性剤	表面張力を低下させる性質、浸透性、湿潤性、乳化性などの性質があり、その洗浄能力を生かして洗濯用、台所用合成洗剤として広く使用されている。家庭雑排水が下水処理場を経由又は直接河川へ流入することによって広く水環境中に存在する。
42	ジェオスミン	2-メチルイソボルネオールと同様、湖沼などで富栄養化により発生する藍藻類によって生産され、カビ臭などの異臭味障害を及ぼす原因物質。
43	2-メチルイソボルネオール	フォルミジウムやオシラトリアといった藍藻類や放線菌による、微生物から生産されるカビ臭物質の一つ。
44	非イオン界面活性剤	水に溶かしたとき、電荷を帯びずにイオン解離しない界面活性剤の総称をいう。ここで対象としている非イオン界面活性剤には、大別すると、エステル型やエーテル及びエーテルエステル型に分類されるが、エーテル型が非イオン界面活性剤の50%以上を占めている。
45	フェノール類	フェノール(石炭酸)やその他誘導体であるクレゾール等を総称したものをいう。天然水中には存在せず、主に防腐剤や消毒剤、また医薬品、農薬、染料等の各種製品の製造原料として利用されている。フェノール自身0.1mg/l程度では異臭を感じないが、水道水に混入すると塩素と反応してクロロフェノールを形成する。
46	有機物(TOC)	水中に存在する有機物に含まれる炭素の総量を全有機物といい、有機物の主要成分が炭素であるため、有機汚染物質の直接的指標になる。
47	PH値	水はいろいろな塩類、遊離炭酸などを種々の割合で含んでおり、その割合によって中性、酸性またはアルカリ性を呈する。PH7は中性で、これより値が大きいほどアルカリ性が強く、小さくなるほど酸性が強い。酸性の水はコンクリートや鉄管などを腐食しやすい。水処理においては薬品注入量の良否、コントロールに必要な項目である。
48	味	水に溶存する物質の種類・濃度により感じ方が異なる。また臭気が異常であると味が損なわれる。測定は臭気と同様50度程度に加温し人間の味覚により判定される。配管の腐食等により金気臭、渋味、無機塩類による塩味等がある。
49	臭気	水道において問題となる臭気は、藻類等の生物によるカビ臭やフェノール等有機化合物によるものが主で、水道水の異臭味は不快感を与え、水の安全性に対する信頼を失わせるものとなるので、可能な限り臭いを感じない程度まで除去する必要がある。ただし、塩素消毒による残留塩素、またこれに起因する臭味は異常としない。
50	色度	人の視覚に訴える色の程度を表す。植物の繊維が酸化分解されて生じるフミン質が河川水や地下水が淡黄褐色を呈するものとなるが、色度はこれに似た色の塩化白金酸コハルトを標準として測定される。色度標準とは異なる色相であるが、配管の錆による赤水、付着したマンガンの剥離による黒水、銅管による青水等がある。
51	濁度	水の濁りの程度を示す。土壌その他浮遊物質の混入や溶存物質の化学的変化によるもので、河川水では降雨によって大幅な変動を示す。精製水1リットル中に標準カオリン(白陶土)1mgを含むときの濁りに相当するものを1度としている。